

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱

制定 令和4年4月5日3新食第2143号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 本事業は、食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、設立間もないフードバンク活動団体（食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、子ども食堂、生活困窮者、福祉施設等（以下「子ども食堂等」という。）にこれを無償で提供するための活動を行う団体をいう。以下同じ。）への支援を行うとともに、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援するものである。

(通則)

第2 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付及び事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率等)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、都道府県知事又は戦略策定市町村の長（以下、

- 「都道府県知事等」という。)に対して補助金を交付する。
- 2 前項の規定に掲げる「戦略策定市区町村」とは、以下に掲げる計画のうち一つ以上を定めた市区町村又は特別区（事業年度末までに定めることが確実である市町村又は特別区を含む。以下「戦略策定市区町村」という。）とする。
- (1) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画
 - (2) 食育基本法（平成17年法律第63号）第16条に基づく市町村食育推進計画（ただし、食品ロスの削減に関する事項を含む計画に限る。以下の計画についても同じ。）
 - (3) バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第21条に基づく市町村バイオマス活用推進計画
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に基づく一般廃棄物処理計画
- 3 前2項に規定するほか、以下に掲げる都道府県等に対して補助金を交付することができる。
- (1) 間接補助事業者の主たる事業を行う支所等が所在する都道府県等
 - (2) 本事業によるフードバンク活動の実施に必要な食品を提供する食品関連事業者又は食品の提供を受ける子ども食堂等が所在する地域の所在する都道府県等
- 4 補助事業の区分並びにその区分ごとの事業内容、補助対象経費、事業実施主体、補助率、実施要件及び実施期間は、別表に定めるところによる。
- 5 別表の区分に掲げる事業実施主体のうち、「特認団体」とは、次に掲げる要件を全て満たす団体とすることとし、特認団体の申請をする団体は、交付申請の際に、別記様式第1号（特認団体認定申請書）を併せて都道府県知事等に提出して、その承認を受けるものとする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(流用の禁止)

第4 別表の区分に掲げる1及び2の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書に関する事項は、別記様式第2号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、地方農政局長等が必要に応じて求める場合には、前項に定める交付申請書の提出より前に、別記様式第2号別紙の都道府県等事業実施計画を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、提出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に対しその旨を通知するものとする。
- 2 地方農政局長等が、第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る第1項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

- 第8 事業実施主体は、都道府県知事等からの交付決定の通知を受けた後（都道府県等が自ら事業実施主体となる場合にはあっては、地方農政局長等から第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた後）に事業に着手するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合、事業実施主体はその理由を明記した別記様式第4号による交付決定前着手届を都道府県知事等に提出した上で事業に着手するものとする。この場合、交付決定前着手届は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから提出するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができます。
- 3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する事業実施主体は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(申請の取下げ)

第9 都道府県知事等は、第5第1項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10 都道府県知事等は、第7第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第5号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第13 都道府県知事等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第6号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第14 都道府県知事等は、補助金の交付決定に係る年度の9月末日現在における補助事業の遂行の状況について、別記様式第7号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。また、都道府県知事等は、地方農政局長等が必要に応じて求める場合には、12月末日現在における補助事業の遂行の状況について、1月末日までに提出しなければならない。ただし、別記様式第8号による概算払請求書を出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第15 都道府県知事等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第8号により概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58

条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

2 都道府県知事等は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 16 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 9 号のとおりとし、都道府県知事等は、補助事業が完了したとき（第 11 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事等は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 7 号の事業遂行状況報告書に準ずる年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第 5 第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 5 第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 10 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 地方農政局長等は、第 16 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告

に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第 18 都道府県知事等は、第 17 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 16 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第17第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 19 地方農政局長等は、第 11 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他の不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部

を継続する必要がなくなった場合

- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第20 都道府県知事等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第21 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大額及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第22 都道府県知事等は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に

報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

第 23 都道府県知事等は、補助事業が完了した日から起算して 3 年が経過する日までに事業実施を通じて構築したシステム等による収益化によって相当の収益が生じたときは、別記様式第 11 号により、その旨を地方農政局長等に報告しなければならない。

2 前項による報告があった場合、その他都道府県知事等に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと地方農政局長等が認定したときは、当該収益の一部又は全部を国に納付させることができる。

(補助金の経理)

第 24 都道府県知事等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならぬ。

3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 12 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならぬ。

4 前 3 項及び第 25 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 25 都道府県知事等は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 13 号による補助金調書を作成しておかなければならぬ。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 26 都道府県知事等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 4 、第 11 から第 14 まで、第 16 、第 18 から第 20 まで、及び第 22 から第 24 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を附さなければならぬ。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事等の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事等による間接補助金の交付の決定をもって都道府県知事等の承認を受けたものとすること。

- ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による都道府県知事等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事等に納付せることがあること。

2 都道府県知事等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託する場合は、都道府県知事等にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。ただし、間接補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。
- (2) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第14号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 3 都道府県知事等は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第13号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 4 都道府県知事等は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えるなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第7第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 6 都道府県知事等は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 都道府県知事等は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(国による指導)

- 第27 地方農政局長等は、第14又は第16の規定により都道府県知事等から報告を受けた場合に、その内容を点検又は評価を行い、必要に応じて、都道府県知事等に対して目標の達成が図られるよう指導を行うことができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の規定により地方農政局長等から指導を受けた場合は、目標の達成に向けた取組を行うこと。
 - 3 地方農政局長等は、第1項の指導を行った場合は、その内容を大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）へ報告するものとする。

附則

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式関係)

交付等要綱本文様式

- ・別記様式第 1 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金特認団体認定申請書
- ・別記様式第 2 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付申請書
- ・別記様式第 3 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金特認団体に係る認定協議
- ・別記様式第 4 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付決定前着手届
- ・別記様式第 5 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金変更等承認申請書
- ・別記様式第 6 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金遅延届出書
- ・別記様式第 7 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業遂行状況報告書
- ・別記様式第 8 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金概算払請求書
- ・別記様式第 9 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金実績報告書
- ・別記様式第 10 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書
- ・別記様式第 11 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金に係る収益状況報告書
- ・別記様式第 12 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業財産管理台帳
- ・別記様式第 13 号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金調書
- ・別記様式第 14 号 契約に係る指名停止等に関する申立書